

～経営するお店の業務改善を目指すモデル事業者を募集します～

平成31年度 札幌市個店改善モデル創出事業 募集要領

この事業は、売上や集客力を向上させるために、店舗の業務改善を行うモデル事業者を選考・採択の上、業務改善にまつわる取組の様子を密着取材し、広く情報発信することにより、市内で店舗を営む方の参考にしていただき、市内商業の発展を図るものです。

モデル事業者に選ばれた方は、業務改善に要する経費の一部に対して補助を受けることができます。

【申請受付期間】

第一回：平成31年（2019年）4月1日（月）～6月20日（木）

第二回：平成31年（2019年）7月1日（月）～8月15日（木）

※上記のとおり2回に分けて募集期間を設定し、締切日ごとに選考委員会を開催します。第一回応募分で予算の上限（5件程度）に達した場合、その時点で募集は終了します。

【申請対象者】

札幌市内でお店を営む個人又は中小企業で、所定の要件を満たす方が対象です。詳しい要件は2ページをご覧ください。

【補助金の概要】

上限額	1事業者あたり100万円
補助率	補助対象経費の総額の1/2以内
補助対象経費	委託費、店舗改装費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費など

※ 補助金の詳細は3ページをご覧ください。

モデル事業者となるには、所定の要件を満たし、選考により採択される必要があります。詳しくは2ページ以降をご確認のうえ、ご不明な点は下記の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

また、モデル事業者に採択された場合は、札幌市が行う取材等に協力していただきますので、申請前にあらかじめご了承ください。採択決定後、協力いただけない場合は補助金の交付を取り消します。

【問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援担当課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階(北側)
電話 011-211-2372 (土日祝日を除く 8:45～17:15)

1 申請できる方（申請対象者の要件）

（1）個人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- 札幌市暴力団の排除推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者該当しないこと
- 補助金交付決定の日（※）以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、業務改善の経過や必要経費の概要、業務改善実施後の業績等に関する情報の公開に同意すること

※「補助金交付決定の日」とは、札幌市が補助金交付決定通知書を発出する日のことで、同通知書に記載してあります。

（2）法人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 会社法に基づく会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）又は有限会社であること
- 中小企業基本法に基づく中小企業であること

※ 次の表の資本金額又は従業員数のどちらか一方を満たせば中小企業に該当します。

	資本金額	常時使用する従業員数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
飲食サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
生活関連サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- 札幌市暴力団の排除推進に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者該当しないこと
- 補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、業務改善の経過や必要経費の概要、業務改善実施後の業績等に関する情報の公開に同意すること

2 申請できる店舗（業種などの要件）

（1）業種の要件

以下の 3 つの業種が対象です。なお、業種の分類は日本標準産業分類に基づき判断し、複数の業種にまたがる場合は、主となる業種によって判断します。

- 小売業
- 飲食サービス業
- 生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場・エステなど）

※風営法第 2 条に定める風俗営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合は対象となりません。

※通信販売専用の事業所など、一般客の来店を伴わない業態は対象となりません。

※日本標準産業分類について、詳しくは総務省 HP をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2) 対象店舗の要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 改善対象とする店舗が札幌市内に立地していて、現在地にて1年以上の営業実績を有すること
- 補助金交付決定の日以降、平成31年(2019年)11月30日までに業務改善の実施を終えること
- 営業中の店舗の移転でないこと
- フランチャイズチェーン等の店舗でないこと
- 大型商業施設等のテナント型店舗でないこと
- 老朽化した施設、設備、備品等の更新を目的とするものでないこと

3 補助金の内容

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の対象となるのは、補助金交付決定の日から業務改善終了の日までに発生した費用のうち、以下の経費です。

- 委託費（専門家等からの指導・アドバイスを受ける経費等）
- 店舗改装費（内装工事費、外装工事費、電気工事費等）
- 店舗付帯設備設置費（照明器具・空調設備・水周り設備の購入・設置費等）
- 備品購入費（イス・テーブル・什器・器材等の購入費）
- 普及宣伝費（チラシ作成費、ホームページ制作費、広告出稿料等）
- その他、市長が適当と認める経費

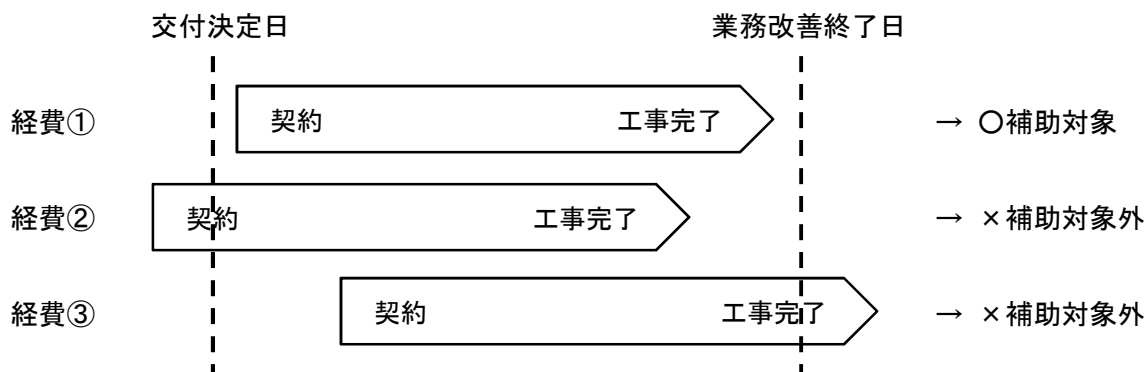
※店舗の賃借に係る経費（仲介手数料、敷金・礼金、賃料等）、事業の運営に係る経費（仕入れ代金、水光熱費等）、保険料等は補助対象となりません。

(2) 補助対象経費の発生日の考え方

上記(1)における補助対象経費の発生日は、契約日（又は発注日）及び工事や納品の完了日の双方にもとづき判断しますので、交付決定日以降に、契約（又は発注）を行い、工事や納品が完了した経費のみが補助対象となります。

なお、工事代金等の支払いは、業務改善完了後でも構いませんが、この場合、完了報告の際に経費発生の実事と金額を証明できる書類（契約書等）の写しが必要となります。

<例>



(3) 補助金額の算定

上記(1)及び(2)の条件を満たす補助対象経費の総額の1/2以内の金額で、1事業者あたり100万円を上限に算定します。申請時に提出する事業収支計画書(様式1の3)には、発生が見込まれる経費を漏れなく記載してください。また、千円未満の端数は切捨てとします。

(4) 補助金交付の条件

補助金の交付にあたっては、以下の項目を遵守してください。条件に違反があった場合は、補助金の交付を取消します。

- 補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、業務改善の経過や必要経費の概要、改善後の業績等に関する情報を開示すること
- 業務改善完了後30日以内に、報告書類を提出すること
- 補助金の交付を受けた年度を含めて3年間、各年度の事業の状況について、事業実施状況報告書(様式10)を提出すること

※なお、提出期限は各年度4月30日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。

※その他、交付決定の際に、別途条件を付す場合があります。

4 モデル事業者の選考の流れ(申請から補助金交付まで)

(1) 申請の手続き

- ①申請書類を作成し、札幌市経済観光局商業・金融支援担当課に申請書類を提出してください。
申請書類には押印が必要ですので、締切日までに持参又は郵送で提出してください。
※締切日までに札幌市に到達する必要があります。消印日ではありませんのでご注意ください。
- ②選考委員会に出席してください。
申請書類にもとづき、ヒアリング審査を行います。日程は札幌市からお知らせします。
選考委員会における選考基準については、8ページをご参照ください。
- ③札幌市より補助金交付決定通知をお送りします。
補助金交付のための条件などが記載されていますので、内容をよくご確認ください。
※選考の結果「不採択」となった方には「不交付決定通知」をお送りします。

(2) 業務改善の準備・実施・報告

補助金交付決定を受けたモデル事業者の方には、取材に協力していただきます。なお、取材についての詳細は7ページ「6(1)取材への協力について」をご覧ください。

- ④業務改善を実施してください。
店舗の改修工事や備品購入など、業務改善に必要な準備を行ってください。
補助金の対象となるのは、補助金の交付決定日以降に発生した経費に限ります。
また、平成31年(2019年)11月30日までに、業務改善を完了してください。
- ⑤札幌市に完了報告書類を提出してください。
完了報告書類は業務改善終了日から30日以内に、持参又は郵送で提出してください。

(4) 補助金交付の手続き

- ⑥札幌市より補助金額確定通知書をお送りします。
発生した補助対象経費をもとに、最終的な補助金の確定額をお知らせします。
- ⑦札幌市に請求書を提出してください。
補助金額確定通知書にもとづき、請求書を提出してください。
- ⑧補助金を交付します。
札幌市より補助金を交付します。(口座振込)

(5) 補助金交付後の手続き

- ⑨事業実施状況報告書(1年目)を提出してください。
事業実施状況報告書に、令和2年(2020年)3月31日までの店舗の運営状況を記載の上、令和2年2020年4月30日までに提出してください。
- ⑩事業実施状況報告書(2年目・3年目)を提出してください。
1年目と同様、2年目と3年目も各年4月30日までにご提出ください。
※なお、当該期限が土日祝日の場合は翌営業日までに提出してください。

(6) 選考スケジュールの概要

スケジュールの概要は下表のとおりですが、事情により前後する可能性があります。

	日程(第一期)	日程(第二期)
(申請書締切)	6月20日(木)	8月15日(木)
①選考委員会	7月初旬～中旬	8月下旬～9月上旬
②補助金交付決定通知の送付	7月下旬	9月中旬
③業務改善への着手	—	
④業務改善の完了	平成31年(2019年)11月30日まで	
⑤完了報告書類の提出	④の日から30日以内	
⑥補助金額確定通知書の送付	⑤の日から2～3週間程度	
⑦請求書の提出	⑥の日以降の任意の日	
⑧補助金の交付	⑦の日から3～4週間程度	

5 申請書類の作成・提出(補助金の交付申請時)

(1) 必要な交付申請書類

個人・法人 共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式1の1)法人用又は個人事業主用 <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式1の2) <input type="checkbox"/> 事業収支計画書(様式1の3) <input type="checkbox"/> 店舗の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 店舗の状況が分かる写真等(外観・店内) <input type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書(指名願) <input type="checkbox"/> 直近決算期の各種決算資料(個人の場合、税務申告書類なども可)
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個人の場合	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 職歴等が分かる履歴書（様式1の4） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類
法人の場合	<input type="checkbox"/> 現在事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 会社要覧・事業要覧等 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類

（2）交付申請書類（様式）の入手方法

申請書類のうち、様式（1の1～1の4）は、札幌市経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課（市役所本庁舎15階）で配布しているほか、札幌市のHPからもダウンロードできます。

（3）交付申請書類（様式1の2及び様式1の3）の作成支援

事業計画書（様式1の2）及び事業収支計画書（様式1の3）は、選考委員会において業務改善プランを審査するための重要な書類です。作成の方法が分からない、より良い業務改善プランにブラッシュアップしたい等の場合は、札幌中小企業支援センターにてご相談（無料）を承ります。

札幌中小企業支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階

電話 011-200-5511（土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00）

※ご相談の際は事前にご予約ください

※同センターは、一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する中小企業支援機関です

（4）交付申請書類（様式）の提出先

持参又は郵送にて下記まで提出してください。

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援担当課 商業振興係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階（北側）

電話 011-211-2372（土日祝日を除く8:45～17:15）

6 補助金交付決定後の手続き

（1）取材への協力について

補助金の交付決定を受けたモデル事業者の方には、札幌市が行う取材にご協力いただきます。取材は、業務改善準備の様子、発生した経費の概要や業務改善後の様子などを中心に、写真撮影やインタビューを予定していますので、札幌市が取材業務を委託する業者との間で日程調整を行ってください。

なお、補助金交付決定通知書を受取りましたら、随時、業務改善に向けた準備を進めていただいても結構ですが、改装工事前の店舗の状態などについても取材させていただく場合がありますので、日程調整の際は工事着工日をお知らせください。なお、取材には札幌市の職員が同行させていただく場合があります。

(2) 事業計画の変更禁止について

補助金の交付は、申請のあった事業計画にもとづき、モデル事業者としての適性を審査の上、決定していますので、原則として、補助金交付決定後は、申請書類に記載した事業計画の内容を変更することはできません。(店舗名称や価格帯の微修正など軽微な変更は除きます。)

ただし、止むを得ない事情により、事業計画の内容変更を希望する場合は、速やかに事業計画変更承認申請書(様式4)を提出し、札幌市の許可を得る手続きをしてください。なお、変更内容によっては、交付決定を取消すことがあります。

また、補助金交付決定後に、止むを得ない事情により事業計画を中止(業務改善自体を取り止め)する場合は、速やかに事業計画中止届(様式7)を提出してください。

(3) 完了報告について

店舗の開業後は、速やかに以下の開業報告書類を提出してください。報告書の内容審査と現地調査を実施したうえで、補助金額を確定します。

個人・法人 共通	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 業務改善完了報告書(様式8の1)<input type="checkbox"/> 業務改善に係る収支報告書(様式8の2)<input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払を証明する領収書の写し (※報告時点で支払を終えていない場合は、支払債務が確定していることを証明する契約書等の写しでも代用できます。この場合、経費の支払後に領収書の写しを追加提出いただきます。)<input type="checkbox"/> 業務改善の実施前及び実施後の状況写真<input type="checkbox"/> 補助金により作成したチラシ・ポスター等の成果物<input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 選考委員会について

モデル事業者(補助金の交付対象者)の選考にあたっては、申請のあった事業者について、選考委員会において書類審査及びヒアリング審査を実施します。

申請の締切日以降、札幌市より、ヒアリング審査の開催日程をお知らせいたしますので必ずご出席ください。なお、出席者は、代表者等を含め3名までとしてください。

選考基準について

選考委員会における選考基準は次の表のとおりです。100点満点中 70点以上の申請事業の中から、予算の範囲内で決定します。

内容	配点
1. 代表者等の経歴等	20
代表者等は、個店経営について十分な技術、経験、ノウハウ等を有しているか。又は、改善プランの作成にあたって相談する専門家は適切か。	10
代表者等は、提供する商品・サービスに対して真摯な姿勢で臨んでいるか。	5
周辺の競合環境を分析するなど、合理的な経営を心掛けているか。	5
2. 現在の店舗の経営状況など	15
直近2か年の経営状況が特にひっ迫した状況にはなく、安定しているか。	10
商品・サービスの差別化が図られており、魅力ある店舗といえるか。	5
3. 改善プランの戦略性、実現性、継続性など	45
改善プランの目的や内容は具体的か。(改善プランの内容)	10
改善プランが売上げの向上に寄与する可能性は十分か。(改善プランの実効性)	10
改善プランに対する投資規模及び投資回収期間の設定は妥当か。改善を実践することで、資金面で大きな不安が生じることはないか。	10
改善プランの実施効果が一過性に終わることなく、継続的に好影響をもたらすものになっているか。	10
改善プランが消費者目線に立っているか。	5
4. 普及啓発への貢献度など	15
改善プランに一定の普遍性があり、他の個店経営者の参考となりえるか。	10
個店改善モデル創出事業の目的を理解し、札幌市が実施する取材等に対して積極的に協力する意思があるか。	5
5. 地域への貢献度	5
開業以来、何らかの地域貢献や商店街活動などを行っていたか。また、今後これらの活動を行う意欲はあるか。	5

8 その他の注意点

(1) 補助金交付決定の取消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領又は交付決定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあつた場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命じます。

(2) 業務完了後の事業内容の変更禁止

モデル事業者に選考され、補助金交付を受けて開業した店舗は、交付を受けた年度を含めて3年間、事業内容を変更（業種変更、店舗移転、事業譲渡、事業中止等）することはできません。ただし、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合は、速やかに報告してください。この場合、既に交付した補助金の返還を命じる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

(3) 関係法令の遵守

申請・開業にあたっては、申請者自身の責任において、関係法令等（建築基準法、消防法、食品衛生法等）に定められた手続きを確実に行ってください。モデル事業者の採択をもってこれら関係法令等の手続きを省略できるわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

(4) 申請書類の返却

提出していただいた申請書類は全て公文書となり札幌市に保管義務が生じるため、選考の結果に関わらず返却できません。必要な場合は、申請前にご自身でコピーを保管するなどの対応をお願いします。

【問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援担当課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階(北側)
電話 011-211-2372 (土日祝日を除く 8:45~17:15)